

令和6年2月  
浜田市議会臨時会議議案

令和6年2月6日

令和 6 年 2 月 浜田市議会臨時会議付議事件

議 案

- 議案第 1 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について  
議案第 2 号 令和 5 年度浜田市一般会計補正予算（第 8 号）

議案第 1 号

浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

浜田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 6 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 浜田市手数料条例の一部を改正する条例

浜田市手数料条例（平成 17 年浜田市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同条第 6 号中「第 120 条第 1 項」の次に「、第 120 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条中第 7 号を第 6 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この号及び第 9 号の 2 において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）手数料
- |                       |       |
|-----------------------|-------|
| 戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき | 400 円 |
|-----------------------|-------|

第 2 条第 8 号中「第 120 条第 1 項」の次に「、第 120 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同条第 9 号の次に次の 1 号を加える。

- (9)の 2 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に
- |                       |       |
|-----------------------|-------|
| 除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき | 700 円 |
|-----------------------|-------|

規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）手数料

第2条第10号中「交付又は」を「交付、」に、「交付手数料」を「交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料」に改め、同条第11号中「受理した書類」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第 2 号

令和 5 年度

浜田市一般会計補正予算  
(第 8 号)

令和 5 年度 浜田市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 5 年度浜田市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 235,644 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40,775,438 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年 2 月 6 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		5,942,742	235,644	6,178,386
	2 国庫補助金	2,214,598	235,644	2,450,242
歳入合計		40,539,794	235,644	40,775,438

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		6,851,448	235,644	7,087,092
	1 総 務 管 理 費	6,236,469	235,644	6,472,113
歳 出	合 計	40,539,794	235,644	40,775,438

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
02 総務費	01 総務管理費	低所得者支援及び定額 減税補足給付金給付事業	233,863 <small>千円</small>

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	5,942,742	235,644	6,178,386
歳入合計	40,539,794	235,644	40,775,438

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2総務費	6,851,448	235,644	7,087,092	235,644			
歳出合計	40,539,794	235,644	40,775,438	235,644	0	0	0

## 2 歳 入

## 15 国庫支出金 ( 2 国庫補助金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金	5,942,742	235,644	6,178,386
2 国庫補助金	2,214,598	235,644	2,450,242
1 総務費国庫補助金	1,076,564	235,644	1,312,208
歳 入 合 計	40,539,794	235,644	40,775,438

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	235,644	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 235,644

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	6,851,448	235,644	7,087,092	235,644			
1 総務管理費	6,236,469	235,644	6,472,113	235,644			
7 企 画 費	2,166,962	235,644	2,402,606	235,644			

## 2 総務費（1 総務管理費）

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	2,502	1 低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業 235,644
3	職員手当等	1,566	
4	共済費	630	
8	旅費	74	
10	需用費	2,545	
11	役務費	1,333	
12	委託料	7,544	
19	扶助費	219,450	

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
		(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補 正 後	長 等	3		26,400	8,350 3.30月分			7,205	41,955	7,082	49,037	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	21	91,779		29,028 3.30月分				120,807	29,106	149,913	
	そ の 他	1,779	99,314					12,437	111,751		111,751	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	1,803	191,093	26,400	37,378			19,642	274,513	36,188	310,701	
補 正 前	長 等	3		26,400	8,350 3.30月分			7,205	41,955	7,082	49,037	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	21	91,779		29,028 3.30月分				120,807	29,106	149,913	
	そ の 他	1,779	99,314					11,997	111,311		111,311	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	1,803	191,093	26,400	37,378			19,202	274,073	36,188	310,261	
比 較	長 等											
	議 員											
	そ の 他							440	440		440	
	計							440	440		440	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給与費			
		報酬	給料	職員手当	計
補正後	( 829) 564 人	987,825 千円	2,249,687 千円	1,875,078 千円	5,112,590 千円
補正前	( 826) 564	985,323	2,249,687	1,873,952	5,108,962
比較	( 3)	2,502		1,126	3,628
区分	共済費	合計	備考		
補正後	934,042 千円	6,046,632 千円			
補正前	933,412	6,042,374			
比較	630	4,258			

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給与費			
		報酬	給料	職員手当	計
補正後	( 24) 551 人		2,242,828 千円	1,691,474 千円	3,934,302 千円
補正前	( 24) 551		2,242,828	1,691,474	3,934,302
比較					
区分	共済費	合計	備考		
補正後	768,996 千円	4,703,298 千円			
補正前	768,996	4,703,298			
比較					

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給与費			
		報酬	給料	職員手当	計
補正後	( 805) 13 人	987,825 千円	6,859 千円	183,604 千円	1,178,288 千円
補正前	( 802) 13	985,323	6,859	182,478	1,174,660
比較	( 3)	2,502		1,126	3,628
区分	共済費	合計	備考		
補正後	165,046 千円	1,343,334 千円			
補正前	164,416	1,339,076			
比較	630	4,258			

注 ( )は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の 比較	区 分	管理職手当	初任給調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補正後	45,217 <sup>千円</sup>		74,513 <sup>千円</sup>	801 <sup>千円</sup>	33,522 <sup>千円</sup>
	補正前	45,217		74,513	801	33,522
	比 較					
	区 分	通 勤 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	41,593 <sup>千円</sup>		10,838 <sup>千円</sup>	166,850 <sup>千円</sup>	16,105 <sup>千円</sup>
	補正前	41,593		10,838	166,850	16,105
	比 較					
	区 分	宿 日 直 手 当	管理職員特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	災害派遣手当
	補正後	45 <sup>千円</sup>	1,750 <sup>千円</sup>	673,208 <sup>千円</sup>	407,464 <sup>千円</sup>	
	補正前	45	1,750	672,595	406,951	
	比 較			613	513	
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特 別 負 担 金		
	補正後	365,985 <sup>千円</sup>		37,187 <sup>千円</sup>		
	補正前	365,985		37,187		
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	0 <sup>千円</sup>	1 給与改定に伴う 増減額		
		2 普通昇給に伴う 増減額	普通昇給分	
		3 その他の増減分	退職に伴う減額 新規採用に伴う増額 他会計との異動等による増減額 昇格等による増減額 その他による増減等 給料額の削減による減額	

